

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労務者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5号）。

法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※対象期間：2025年6月1日～2026年5月31日

派遣労働者の数	27人（令和8年5月31日付派遣労働者数）
派遣事業所数	3 事業所
労働者派遣に関する料金	13, 982円
派遣労働者の賃金額	9, 651円
マージン率	30. 9%
雇用安定措置を講じた人数	0 人（すべて対象外の無期雇用労働者のため）
教育訓練に関する事項	安全衛生教育、個人情報保護研修、入職時基礎的訓練、 職能別訓練（PCスキル、技能研修）など
労働者派遣法30条の4 第1項 の労使協定の有無	有
上記労使協定の有効期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日、令和8年4月1日～令和9年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者